

横浜市新橋コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 令和 5 年 7 月 6 日			
ふりがな 団体名	とくでいひえいりかつどうほうじん なかがわこみゆにていぐろーぷ 特定非営利活動法人 中川コミュニティグループ		
代表者名	りしちやう こいずみ まきひこ 理事長 小泉 正彦	設立年月日	平成 20 年 9 月 20 日
団体所在地	横浜市泉区岡津町 2 0 8 5 番地		
電話番号	[REDACTED]	FAX 番号	
沿革 設立の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年 9 月 5 日 中川連合町内会、新橋連合自治会、緑園連合自治会及びしらゆり連合自治会より構成される中川コミュニティグループを設立</li> <li>・平成 17 年 4 月 1 日 中川地区センターの指定管理者として管理運営開始。併せて西が岡コミュニティハウスの管理運営を受託【令和 7 年 3 月まで 4 期連続指定管理者】</li> <li>・平成 20 年 9 月 2 日 区民利用施設の管理運営団体としてより責任を持つために、特定非営利活動法人の認定を受け、新たに「特定非営利活動法人中川コミュニティグループ」を設立</li> <li>・平成 21 年 12 月 1 日 新橋コミュニティハウスの指定管理者として運営開始 【令和 6 年 3 月まで 3 期連続指定管理者】</li> <li>・平成 23 年 4 月 1 日 老人福祉センター横浜市泉寿荘の指定管理者として運営開始 【令和 9 年 3 月まで 3 期連続指定管理者】</li> </ul>		
業務内容	<p>中川コミュニティグループは、地域住民の福祉の向上と快適な地域社会の実現に向け、平成 16 年 9 月に中川・新橋・しらゆり・緑園連合自治会町内会により設立され、平成 20 年 9 月には、より責任を明確にするため NPO 法人の取得をし、地域活動の交流の場として、地域内の市民利用施設の指定管理者及び管理運営受託者として活動を行っています。</p> <p>また、NPO 法人の役員は、全員が各地域連合自治会町内会から選出されており、各館の運営にあたっては地域の声が反映できるようになっています。さらに、各種事業の実施にあたっては、講師を地域の方々を中心に依頼しており、地域人材の活用を図っています。</p>		
担当者 連絡先	氏名 [REDACTED] 電話 045-813-3984 E-mail [REDACTED]	所属 中川地区センター FAX 045-813-3986	

(1) 応募団体に関すること

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

イ 応募団体の業務における新橋コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

中川コミュニティグループは、各施設の管理運営を通して地域交流・子供の健全育成・高齢者福祉の増進・まちづくりの推進を図っています。

中川地区センター、新橋コミュニティハウス、老人福祉センター泉寿荘の指定管理者及び西が岡コミュニティハウスの受託事業者として、約18年間のキャリアを生かし、人権尊重や安全で質の高いサービスの提供、公正で公平な活動、環境保護、情報公開等に積極的に取り組んでいきます。

子どもから高齢者を対象とした様々な自主事業を地域の連合自治会町内会の協力のもとに開催し、地域住民の活動拠点として地域のまちづくりに寄与しています。

令和3・4年度に受けた第三者評価においては、新橋コミュニティハウス及び中川地区センターとも指摘事項は0であり、評価機関からは高い評価を得ています。

イ 応募団体の業務における新橋コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

令和5年度泉区運営方針の基本姿勢は、「魅力向上・創出」、「戦略的な情報発信」、「多様な主体との協働」となっています。こうした地域住民が主体となったまちづくりを実現するためには、地域住民の活動の場、交流の場が不可欠です。

中川コミュニティグループは、地区センターと同様にコミュニティハウスもこの地域を最もよく知る地域住民が主体となって運営することにより、地域の活動拠点として地域課題やニーズに対応することができると思っています。

そういったことから新橋コミュニティハウスは、地域コミュニティの醸成・地域連帯意識の形成の場と捉え、泉区の魅力ある地域づくりに不可欠な存在となるように施設を運営していきます。

また、新型コロナウイルス対策については、館内の清掃、換気を実施し、安心・安全に利用できるよう、引き続き、感染症拡大予防に取り組んでいきます。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

前頁に記載のとおり、4施設を運営しています。

現在管理運営している施設種別	所在	業務開始年月	業務区分
中川地区センター	泉区	2005年(H17)4月～	市民利用施設
西が岡コミュニティハウス	泉区	2005年(H17)4月～	市民利用施設
新橋コミュニティハウス	泉区	2009年(H21)12月～	市民利用施設
老人福祉センター泉寿荘	泉区	2011年(H23)4月～	老人福祉施設

※必要に応じ行を追加してください。

(2) 新橋コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

イ 地域特性、地域ニーズ

ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

横浜市は、今後人口減少・生産年齢人口の減少、少子高齢化など様々な問題が予想されます。

どのようなまちづくりをしていくのかは、地域住民が自分自身の課題として考え、その対策をとることが求められています。

泉区においても、地域の伝統や仕組みの承継、地域の子育て支援、高齢者の暮らし、世代間の交流、地域活動の担い手不足や担い手の固定化など多様な問題が存在しております。

地域づくり・まちづくりにおいて、これらの問題を解決していくためには、地域間、世代間、世帯間と連携するとともに、地域に存在する施設や機能をいかに有機的に連携させ、効率的に運営させていくことが必要と考えます。

泉区においては、小中学生が地域活動のお手伝いに気軽に参加できる仕組みを「泉わくわく応援隊」として構築し、地域活動の活性化や多世代の交流につなげ、また、自治会町内会を支援するとともに、地域団体を対象として地域課題解決支援事業補助金を設けるなど、地域課題の解決に取り組んでいます。中川コミュニティグループもその一員として、単に新橋コミュニティハウスの管理運営や自主事業を行うのではなく、地域の基幹施設管理者と同時に地域の一員として、地域と連携し運営していきます。

イ 地域特性、地域ニーズ

新橋コミュニティハウスが設置されている場所は、中川・新橋エリアの中でも集合住宅が多く、比較的子どもの多い地域となっています。そのため、小学生や親子連れの利用者は、中川地区センターより比率が高くなっており、また、隣接して公園があるので、公園帰りの小学生や子育て中の母親が気軽に立ち寄れる場、母親同士の交流の場として提供していきます。併せて、核家族化が進む中、世代間交流の場として、高齢者と子どもとふれあいの機会をつくっていきます。

ウ 公の施設としての管理

利用者から高い評価をいただいているこれまでの管理・運営実績を生かし、利用者の気持ちに寄り添い、正確で親切・丁寧なサービスを提供するとともに公平・公正を基本に管理運営を行ってまいります。

今後も利用要綱に基づき、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティの形成を促す場として、地域住民のだれでもが、気軽にかつ公平に利用できるよう管理運営を行ってまいります。

地域住民にとって、地域で一番身近な市民利用施設でもあり、地域の方々の交流の場、地域で行っている様々な活動の発表の場としても提供し、利用者がいつでも気持ちよく利用できるよう清掃等環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症予防にも取り組んでいきます。

中川コミュニティグループ（NPO法人＋4館）は、令和5年8月から横浜市ウェブアクセシビリティ方針に対応するホームページの運用を開始する予定となっており、今後より多くの方に利用していただくよう情報発信してまいります。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

イベント等の自主事業を実施する際は、職員を複数配置しますが、受付業務等日常業務については、職員1名体制で対応し、人件費の削減を図ります。

1 人員体制

- (1) 館長 1名(事務常勤・中川地区センター館長兼務)
- (2) 常勤職員 1名(事務・週5日勤務・8:45~17:00)
- (3) 非常勤職員 3名(早番1名8:45~16:45 遅番2名16:45~21:00)

2 1日当たりの配置人員

- (1) 早番 8:45~16:45 1名(常勤職員の休務日及び休暇時に早番パート勤務)
- (2) 遅番 16:45~21:00 1名(遅番職員2名の交代制)

3 館長の兼務について

新橋コミュニティハウスの施設規模から考え、常勤職員を1名配置することにより、日々の常勤職員業務は1名で対応できると考えています。緊急な事態が生じた時には、中川地区センターは徒歩約10分のところにあり、すぐに駆け付ける事ができます。そのため、館長を兼務することにより、人件費の削減を図れます。

4 担当業務

- (1) 事務事業施設管理総括責任者(防火管理者)、個人情報保護責任者、苦情要望対応責任者、関係機関連絡調整、緊急時対応 等
- (2) 常勤職員 窓口業務、自主事業企画実施、広報業務、施設管理業務、防犯防火管理業務、利用統計、報告業務、庶務関係業務、緊急時対応業務 等
- (3) 非常勤職員 窓口・施設点検管理業務、防犯防火管理業務、環境整備業務 等

5 職員の雇用

これまでも、地元住民を雇用してきました。今後も、地域に根をおろした管理運営を行っていくためにも引き続き地元の方々を雇用していきます。また、このことにより通勤費の削減につながります。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

1 個人情報保護について

個人情報については、「新橋コミュニティハウス個人情報保護規程」を定め、責任体制を明確にし、個人情報の安全管理を行っています。また、情報公開については、「情報公開規程」を定め適切に対応します。

- (1) 個人情報の取り扱いについては、館長が管理責任者となり、その保護に努めます。
- (2) 申請書等に目的外で使用しないことを明記するとともに、個人情報保護規程を受付窓口に掲示し、不正な目的外使用や安易な利用拡大を行わないよう徹底します。
- (3) 個人情報の収集は、部屋利用のための団体登録や自主事業の参加申込等、必要最小限にとどめます。
- (4) 個人情報が記載された書類については、鍵のかかる所定のキャビネット等で保管し、情報の紛失や漏えい等の予防に努めます。
- (5) 業務用のパソコン使用においては、パスワードの設定等、セキュリティ対策を十分にとるとともに、業務上必要最低限のデータのみ保存します。
- (6) 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレダー裁断、焼却、溶解等により廃棄します。

2 研修計画

館長が研修責任者となり、職員の資質向上のため職員研修計画を立て計画的に研修を実施します。

- (1) 個人情報保護研修は、毎年度実施するとともに、毎月実施しているスタッフ会議においても個人情報保護の必要性の周知を図ります。
- (2) 地域住民や利用者から親しまれる施設運営が行えるよう、窓口及び電話対応の指導・研修を施設休館日に毎年行うとともに、スタッフ会議の席上においても事例紹介等を行って、日常的に意識を高められるよう進めていきます。
- (3) 横浜市は、令和 4 年 3 月に「横浜市人権施策基本指針」を改訂し、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進するための基本的な考え方などが示されたことから、コミュニティハウス職員にも人権感覚を高めるため個人情報保護研修と並行して人権研修を実施していきます。
- (4) 防災研修及び A E D 取扱い訓練は、中川地区センターとの合同研修を含め年 2 回実施します。また、地域ケアプラザと併設の施設であるため施設全体の防災訓練等に参加していきます。
- (5) 業務に必要な外部研修に積極的に参加し、業務の習熟、資質向上を図ります。
- (6) 新規職員には、採用前に接遇研修や業務マニュアルに基づく研修を実施します。

## (3) 組織体制

## ウ 緊急時の体制と対応計画

災害・事故・事件等が発生したときは、なによりも利用者の安全を最優先に確保することとします。あらゆる緊急時には利用者の安全を守るため、正確な情報収集と迅速な対応、被害拡大防止につながる対応等に取り組みます。

- ・中川コミュニティグループは、消防計画を策定、自衛消防隊組織を編成し、毎年の防災研修で発生時の対応について確認するとともに避難誘導訓練等を行っています。また、毎年、消防職員を講師に招き、AED取扱い訓練を実施し、消火栓、消火器、誘導灯、避難経路の確認を行っています。
- ・各部屋に避難通路図を掲示し、緊急時速やかに利用者が避難できるようにします。
- ・災害や事故等がおきた場合の対応として「危機管理マニュアル」、「ヒヤリハット事例集」を作成しており、スタッフ会議や各種研修時にその徹底を図っております。
- ・消防署、警察、区役所、設備委託業者等緊急連絡先については、職員等が見やすい場所に掲示をしているほか、連絡内容がすぐ伝達できるよう必要項目について併せて掲示しております。また、緊急時での利用者への連絡が迅速にできるよう放送例も掲示しております。
- ・防災や防犯、その他の緊急事態対応のため、中川コミュニティグループ役員を含めた緊急連絡網を作成しており、速やかな対応がとれる体制を作っています。また、中川コミュニティグループが管理運営している施設は、中川地区センターをはじめ、比較的近い場所にあるため、相互の応援体制をとっています。
- ・新橋コミュニティハウスは、地域ケアプラザと併設の施設のため、ケアプラザとも相互で補完できるよう緊密な連絡をとっています。
- ・子どもの利用の多い施設であるため、掲示物については鋸を一切使用せず、テープ等を利用し危険防止に努めています。



## (4) 施設の運営計画

## ア 設置理念を実現する運営内容

## イ 利用促進策

## ア 設置理念を実現する運営内容

中川コミュニティグループは、地域住民の福祉の向上と快適な地域社会の実現に寄与することを目的とし、まちづくりの推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動を行っています。

一方、コミュニティハウスは、お年寄りから子どもまでが身近な生涯学習や地域活動の場として利用できる施設です。このコミュニティハウスの設置理念は、地域の市民利用施設を管理運営している中川コミュニティグループの活動目的と合致しています。

施設運営にあたっては、施設の貸出、学習や趣味の講座などの自主事業の実施はもとより、コミュニティハウスを効果的に運用するため、次に掲げる「場」としての機能を果たすような運営を目指します。

- ① 地域住民の誰でもがいつでも気軽に安心して利用できる場とする
- ② 地域コミュニティを形成するための場とする
- ③ 元気で活動的な高齢者の健康増進やコミュニケーションの場とする
- ④ 少子化、核家族化、新規転入者に対応した子育て支援を行う場とする
- ⑤ 地域で子どもを育て、子どもを守る青少年健全育成を推進する場とする
- ⑥ ご近所、地域などの家族、親子が集い活動できる場とする
- ⑦ 様々な年代に応える生涯学習の支援の場とする
- ⑧ 地域を担っていく人材の発掘、育成の場とする

## イ 利用促進策

- ・新橋コミュニティハウスの利用者数は、令和元年度が平成22年度（フルオープンした初年度）に比べて、約2倍以上となっていました。しかし、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者数が激減しました。今後稼働率、利用者数を高めるためには、新型コロナウイルス感染対策による利用制限を段階的に解除し、利用者が安心・安全に利用できる環境整備を整えて、いきます。
- ・新橋コミュニティハウスの各種事業は、たより「しんばし」を中川コミュニティグループの中川連合、新橋連合、しらゆり連合、緑園連合を通じて、毎月全戸回覧（約1700部）を行うとともに、地域での集まりの中でのPR等を行っています。
- ・ホームページは、令和5年8月より、横浜市アクセシビリティ方針に対応したホームページにリニューアルすることを予定しており、より多くの方に魅力ある趣味の講座や自主事業・イベント事業の情報を発信していきます。
- ・子どもから高齢者まであらゆる世代のニーズに合った新たな自主事業を積極的に企画実施します。

(4) 施設の運営計画

- ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- エ 利用者サービス向上の取組

ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映

利用者からのご意見・ご要望は、利用者会議、利用者アンケート、利用者の意見箱、新橋コミュニティハウス委員会により把握し、可能な限り運営に反映しています。

・利用者会議の開催

新橋コミュニティハウスの利用者による懇談会を年 1 回開催し、施設への意見・要望等を把握しています。開催にあたっては、館内掲示、広報紙「しんばし」に掲載し、多くの方に周知をしています。

・利用者アンケートの実施

個人利用、団体利用の方を対象に毎年度アンケートを実施しています。主なアンケートの内容としては、①コミュニティハウスの利用目的、②参加してみたい自主事業、③個人利用で利用されている場所などをお聞きし、今後の運営に反映しています。

・利用者の意見箱の設置

利用者がいつでも自由に苦情・意見・要望等を言えるように、意見箱を設置しています。いただいた意見等について、回答が必要な場合は、直接回答文を作成し、告知板に掲示しています。

・新橋コミュニティハウス委員会の開催

新橋コミュニティハウス委員は、地域代表、利用者代表、地域ボランティア代表、学校関係者から構成し、毎年開催しています。委員会では、コミュニティハウスが主催する自主事業、イベント事業や利用者の意見・要望などに関して意見等をいただき、当該意見等が反映されるよう努めていきます。

・施設運営の反映方法

利用者から出された意見・要望等については、毎月開催の新橋コミハスタッフ会議や常任会（理事長、副理事長 2 名、泉寿荘所長、館長）で検討し、その結果については、できるもの・できないものを含めて館内掲示版でお知らせしています。

エ 利用者サービス向上の取組

様々な機会をとらえて利用者ニーズを把握し、利用者サービス向上の取組を行っていきます。

具体的には、自主事業やイベント事業について、だれもが参加しやすく魅力のある企画を実施します。また、室内の LED 照明や冷暖房機器を設置して、快適にご利用いただけるよう利用者サービスの向上を図っていきます。



## (4) 施設の運営計画

## オ 横浜市重要施策に対する取組

## 1 横浜市重要施策に対する取組

泉区は、地域の皆様に「泉区に住み続けたい」、「住むなら泉区」、「子育てに優しいまち泉区」の区政運営方針にあるとおり、市に先駆け地域が主体となったまちづくりの具現化に取り組み、いろいろな地域課題の解決に向け、地域が主体となった活動ができるよう支援を行っています。

新橋コミュニティハウスにおいても、その取組の実現に向け、地域の拠点施設として、地域の多様なニーズに対応するため、地域自らが管理運営するメリットを生かし、各種事業を運営していきます。

## 2 情報公開への取組

横浜市の情報公開条例の趣旨に則り、新橋コミュニティハウスの情報公開規程を作成し、適切に取り扱っていきます。利用要綱等を受付窓口置き常時情報を公開しています。また、サークルの個人情報については、了解を得たもののみ公開しています。その他、運営状況等についても個人情報以外は、各種会議や受付窓口等において積極的に公開していきます。

## 3 人権尊重の取組

令和 4 年 3 月に改訂した「横浜市人権施策基本指針」は、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点をもって推進するための基本的な考え方などが示されたことから、コミュニティハウス職員においても人権感覚を高めるため人権研修を実施し、利用者の人権を尊重し、だれもが安全で安心していきいきと利用できる施設を目指します。

## 4 環境に配慮した取組

平成 23 年 1 月に策定した「ヨコハマ 3 R 夢プラン」に基づき、「3 R 夢」(スリム)について、積極的に取り組んでいきます。

日頃からごみそのものを発生しないよう取組みながら、イベント時も含め徹底した分別を行うとともに利用者にもごみの持ち帰りをお願いし、「3 R 夢」の意味を広く利用者にも啓発していきます。

## &lt; 3 R 夢 (スリム) の意味 &gt;

リデュース：ごみそのものを減らす

リユース：何回も繰り返し使う

リサイクル：分別して再び資源として利用する

## 5 その他の取組

横浜市のその他重要施策についても、泉区所管課と連携し、公的施設の立場で引継ぎ時や研修等を通じて、スタッフにも情報共有し、施策の推進に取り組んでいきます。

(5) 自主事業計画

自主事業は、地域住民の自主的活動を支援し、地域住民の参加による新たな地域コミュニティ団体やグループの形成、地域住民の相互交流の推進を目的に、地域住民が参加しやすい参加費設定を基本とし、魅力ある事業を企画していきます。

- ・ 自主事業を通じて、地域の輪が広がるように、実施内容については、地域の自治会町内会、スポーツ推進委員協議会、青少年指導員協議会、子供会、女性部、シニアクラブ、学校等の各団体、各年代層の人たちからの意見や要望等を反映していきます。
- ・ 事業実施にあたっては、中川コミュニティグループの運営主体である中川連合、新橋連合、しらゆり連合、緑園連合の支援・協力を得て、取り組んでいきます。
- ・ これまで実施してきた事業のうち、好評な事業・世代間の交流が図れている事業については、継続をしていきます。
- ・ 子どもを対象にした事業については、子どもが参加しやすい夏休み・春休みを中心に企画・実施していきます。
- ・ 自主事業の講師については、地域の方々を中心にお願いしており、地域人材の活用を図って実施します。
- ・ 自主事業のうち、各種教室については、教室終了後もコミュニティが形成されるようサークル団体の立ち上げを働きかけ、運営のアドバイス、部屋利用について一定期間の優先利用等を認める等支援を行っていきます。
- ・ イベント行事として、夏休みに地域諸団体と共催して子ども向け事業を開催するとともに、コミュニティハウス利用団体の発表の場として、併設の地域ケアプラザと共催で作品実技発表会を実施し、併せてケアプラザ利用者との交流を図ります。
- ・ 日々の利用者に楽しんでいただくため、年間を通じてロビーに手工芸作品、絵画等を展示していきます。作品の提供者は地域の方や団体及びコミュニティハウスで活動しているサークルの方々であり、毎月交代で行っていきます。
- ・ 中川コミュニティグループの管理運営している4施設が発行する「たより」を窓口に配架して、情報を提供し、新たな事業等を検討していきます。

(6) 施設及び設備の維持管理計画

新橋コミュニティハウスは、地域ケアプラザと併設のコミュニティハウスとして、平成 21 年 12 月に開館しました。中川コミュニティグループは、新橋コミュニティハウスの指定管理者として、開館後 13 年を経過したところですが、施設・設備の内容を十分把握し、その機能を正常に保持し、利用者に安全で快適に利用していただけるよう適正な維持管理を行います。

- ・ 建物・設備の保守管理、夜間警備、消防設備、植栽管理及び定期清掃については、併設の地域ケアプラザが委託契約を締結し、経費負担について、面積按分としています。  
今後も同様な方法で維持管理を行っていきます。
- ・ 日常清掃については、勤務日の職員が行うことで経費の削減を図ります。また、各部屋の清掃については、利用者にご協力をいただき、部屋利用終了後清掃を行っていただき、良好な環境を保持していきます。
- ・ 横浜市の方針である施設の長寿化を図るため、毎日施設内外の定期巡回を行い、不具合や破損等早期発見に努め、専門的な技術を要しない軽微な修繕や点検は、職員やスタッフが早期に対応し、補修経費を抑えていきます。
- ・ 中長期の建物、設備の保守管理計画については、安全性、経済性を考慮して、新橋地域ケアプラザと相談をしながら区役所と協議を進めていきます。
- ・ 積極的に省エネ、省資源への取り組みを行い、環境に配慮した維持管理業務を行っていきます。
- ・ 利用者のごみについては、原則持ち帰りの協力をお願いし、処理経費の削減に努めます。

(7) 収支計画(収入計画)

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について

1 収入計画の考え方について

- (1) コミュニティハウスの収入は、利用料金制を導入していないため、指定管理料が主な収入となります。
- (2) 自主事業収入については、参加者に求める参加費負担金や講師に支払う謝金は、自主事業の目的を踏まえた適切な事業計画により全体の事業収支から見て、著しくバランスを欠くものにならないよう設定とします。
- (3) 事務所内に複写機を備えており、利用者にも低廉な料金によりコピーサービスを行います。

2 増収策について

自主事業収入の増については、多くの参加者を増やすことが必要です。そのためには、より多くの地域の方々が参加できるように魅力ある事業の企画を実施するとともに、4連合を通じて、広報紙「しんばし」の全戸回覧(約1700部)や広報よこはま泉区版等でのPRに加え、令和5年8月から横浜市アクセシビリティ方針に対応したホームページの運用開始を予定しており、より多くの方に魅力ある趣味の講座や自主事業・イベント事業の情報を発信していきます。

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

指定管理料以外の収入については、大幅な増が見込めないため、支出をできるだけ削減に努めてきました。今後も、引き続き削減努力をしていきます。

- ・人件費については、中川地区センターとの館長兼務により削減を図るとともに、サービスの低下にならない範囲での人員配置とし、また、職員・スタッフとも地元の人を雇用することにより通勤手当の削減を図ります。
- ・徹底した経費のローコスト化に努めます。具体的には、こまめな消灯やLED化の促進による電気料の削減、使用済み封筒や紙の再利用、購入物品の適正購入、使用頻度の低い物品等については4館の貸借、定期巡回による必要な補修箇所の早期発見を徹底して行います。
- ・ポスターや広報紙「しんばし」を職員・スタッフで作成等を行い経費の削減に努めます。
- ・役員については、ボランティアとして活動しているため、無報酬です。
- ・各種事業実施時においては、中川コミュニティグループの運営主体である4連合に協力を得て、ボランティアで地域の方々が主催者の一員として参加していただけるため、人件費等の経費削減を図ります。
- ・各種事業に必要な物品等についても、4連合が保有しているものを使用することで物品購入費の削減を図ります。
- ・建物・設備の保守委託については、新橋地域ケアプラザと併せて行うことにより、経費の削減を図ります。

(8) 感染症等に係る対応

- ・これまで新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、入館時の検温、アルコール手指消毒、アルコール拭き掃除、人と人との距離の確保、部屋の定員数の制限、こまめな換気、感染者及び濃厚接触者が発生した場合の区役所への報告などに取り組んできました。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴うマスク着用の考え方の見直しについては、国から令和 5 年 3 月 1 3 日以降の取扱いの方針が示されています。これに伴い、マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう対応しています。
- ・新橋コミュニティハウスでは、地域ケアプラザと併設しているため、高齢者の利用が多いことから、3 月 1 3 日以降も職員・スタッフはマスクの着用を許容しておりました。
- ・令和 5 年 5 月 8 日の 5 類感染症移行に伴い、5 月 7 日をもって、「横浜市新型コロナウイルス対策本部」を廃止することを決定し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について」(令和 4 年 3 月 1 7 日付総緊第 1415 号)が廃止されました。これに伴い、新橋コミュニティハウスでは、入館時の検温、アルコール手指消毒、アルコール拭き掃除などは廃止しています。
- ・5 月 8 日の 5 類感染症移行に伴い、新橋コミュニティハウスでは、令和 5 年 6 月 7 日をもって、職員・スタッフのマスクの着用は個人の判断としています。
- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めていきます。
- ・基本的感染対策については、マスク着用の考えの見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行していきます。



単独団体名・共同事業体名	NPO法人中川コミュニティグループ
施設名	横浜市新橋コミュニティハウス

## 令和6年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

### I. 指定管理料

(単位：千円)

提 案 額 (a)	12,500	指定管理料＝小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	12,517	
差 引 (a) - (b)	▲ 17	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	99.9%	

### II. 令和6年度収支予算書(総括表)

#### 1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	400	
雑入 [B]	31	
小 計 【ア】 ([A]～[B])	431	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	12,500	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	12,500	指定管理料
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	12,931	

#### 2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	7,051	
事務費 [b]	1,400	
自主事業費 [c]	1,000	
管理費 A (光熱水費等) [d]	1,250	
管理費 B (保守管理費等) [e]	730	
公租公課 [f]	1,000	
事務経費 [g]	500	
支出合計 【ウ】 ([a]～[g])	12,931	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	NPO法人中川コミュニティグループ
施設名	横浜市新橋コミュニティハウス

## 令和 6 年度収支予算書

### 1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	男ヨガ入門教室他 2 事業	保険料・消耗品代等	ア	30
	大人のお絵描きほか 1 2 事業	材料費等	イ	325
	夏休み子どもアート工作ほか 2 事業	材料費等	ウ	45
			エ	
			オ	
		小 計		[A]
雑入	印刷代		カ	31
	自動販売機手数料		キ	0
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
		小 計		[B]
	小 計 【ア】	施設運営収入計		431 [A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	NPO法人中川コミュニティグループ
施設名	横浜市新橋コミュニティハウス

### 令和6年度収支予算書

#### 2 支出の部内訳（ニーズ対応費除く）

(単位：千円)

	項 目	内 容 等	金 額		
人件費	正規雇用職員		ア	3,995	
	臨時雇用職員		イ	2,986	
	対象外の人件費		ウ	70	ウ-1~ウ-4
	通勤手当		ウ-1	30	
	健康診断費		ウ-2	40	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3	0	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4	0	
	小 計		[a]	7,051	ア~ウ
事務費	旅費		エ	10	
	消耗品費		オ	500	
	会議賄い費		カ	40	
	印刷製本費		キ	50	
	通信費		ク	180	
	使用料及び賃借料		ケ	0	ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1	0	
	その他		ケ-2	0	
	備品購入費		コ	200	
	図書購入費		サ	0	
	施設賠償責任保険		シ	10	
	職員等研修費		ス	30	
	振込手数料		セ	20	
	リース料		ソ	310	
	手数料		タ	0	
	地域協力費		チ	0	
	レンタル料		ツ	50	
	テ				
	小 計		[b]	1,400	エ~テ
自主事業費		[c]	1,000		
管理費 A	電気料金		ト	1,100	
	ガス料金		ナ	0	
	上下水道料金		ニ	150	
	小 計		[d]	1,250	ト~ニ
管理費 B	清掃費		ヌ	150	
	修繕費		ネ	150	
	機械警備費		ノ	100	
	設備保全費		ハ	180	ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守		ハ-1	0	
	消防設備保守		ハ-2	70	
	電気設備保守		ハ-3	50	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4	10	
	駐車場設備保全費		ハ-5	0	
	その他保全費		ハ-6	50	
	共益費		ヒ	0	
	建物設備点検		フ	100	
	その他（植栽剪定費）		ヘ	50	
小 計		[e]	730	ヌ~ヘ	
公租公課	事業所税		ホ		
	消費税		マ	1,000	
	印紙税		ミ		
	その他（ ）		ム		
	小 計		[f]	1,000	ホ~ム
事務経費	本部分		メ		
	当該施設分		モ	500	
	小 計		[g]	500	メ~モ
小 計 【ウ】	施設管理運営経費計		12,931	[a]~[g]	

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。